

## ＜ 人材開発支援助成金 ＞（教育訓練休暇付与）

雇用する労働者に対して教育訓練休暇制度を導入し、労働者が実際に教育訓練休暇を取得した場合に助成

※ <> は生産性要件を満たした場合に別途支給

内 容		助 成 額	
支給対象となる訓練等		賃金助成 (1人1日当たり)	導入助成
<b>教育訓練休暇付与コース</b>			
(1) または (2) の制度を 導入し、労働者が その休暇を取得 して訓練を受けた 場合に助成	<b style="color: #008000;">(1) 教育訓練休暇制度</b> 5日以上の教育訓練休暇制度を 導入する場合	—	< 6万円 > 30万円
	<b style="color: #008000;">(2) 長期教育訓練休暇制度</b> 30日以上の長期教育訓練休暇 制度を導入する場合	< 1,200円 > 6,000円	< 4万円 > 20万円

### パンフレット・申請様式・チェックリスト・提出先

パンフレット	申請様式	チェックリスト	問い合わせ・提出先
【 PDF 形式 1.68KB 】	<a href="#">R3.4以降の計画</a> <hr/> <a href="#">それ以前</a> の計画の場合 ※ページ下部の「申請書 ダウンロード」から該当 年度を選択	本省作成版 【 PDF 形式 645KB 】	山形労働局 職業安定部 訓練室 TEL:023-626-6106

支給申請様式は訓練実施計画届、制度導入・適用計画届を提出した年度の様式をお使いください。